２　直接法
イ　ファイバーポストを用いた場合
⑴　大臼歯　174点
⑵　小臼歯及び前歯　148点
ロ　その他の場合　126点
注１　窩洞形成、装着等の費用は、所定点数に含まれる。
２　保険医療材料（築造物の材料を除く。）、薬剤等の費用は、所定点数に含まれる。
Ｍ００２－２　支台築造印象（１歯につき）　50点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。
Ｍ００３　印象採得
１　歯冠修復（１個につき）
イ　単純印象　32点
ロ　連合印象　64点
２　欠損補綴（１装置につき）
イ　単純印象
⑴　簡単なもの　42点
⑵　困難なもの　72点
ロ　連合印象　230点
ハ　特殊印象　272点
ニ　ブリッジ
⑴　支台歯とポンティックの数の合計が５歯以下の場合　282点
⑵　支台歯とポンティックの数の合計が６歯以上の場合　334点
ホ　口蓋補綴、顎補綴
⑴　印象採得が困難なもの　222点
⑵　印象採得が著しく困難なもの　402点
３　口腔内装置等（１装置につき）　42点
注１　１及び２のニについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前歯部の歯冠補綴物又はブリッジを製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算１として、60点を所定点数に加算する。ただし、同時に２以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算１は１回として算定する。
２　１及び２のニについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前歯部の歯冠補綴物又はブリッジを製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算２として、80点を所定点数に加算する。ただし、同時に２以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算２は１回として算定する。
３　注１及び注２に規定する歯科技工士連携加算１及び歯科技工士連携加算２について、同一の補綴物の製作に当たって、区分番号Ｍ０００に掲げる補綴時診断料の注３及び注４並びに区分番号Ｍ００６に掲げる咬合採得の注１及び注２に規定する歯科技工士連携加算１及び歯科技工士連携加算２は、同日に行った場合を除き、別に算定する。
４　注１及び注２に規定する歯科技工士連携加算１及び歯科技工士連携加算２は、１装置につき、いずれか１つのみ算定する。
５　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。
Ｍ００３－２　暫間歯冠補綴装置（１歯につき）　48点
注１　暫間歯冠補綴装置は、当該歯に係る処置等を開始した日から最終補綴装置を装着するまでの期間において、１歯につき１回に限り算定する。
２　暫間歯冠補綴装置の製作及び装着に係る保険医療材料等一連の費用（別に厚生労働大臣が定める特定保険医療材料を除く。）は、所定点数に含まれる。
Ｍ００３－３　咬合印象　140点
Ｍ００３－４　光学印象（１歯につき）　150点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号Ｍ０１５－２に掲げるＣＡＤ／ＣＡＭ冠又は区分番号Ｍ０１５－３に掲げるＣＡＤ／ＣＡＭインレーを製作する場合であって、デジタル印象採得装置を用いて、印象採得及び咬合採得を行った場合に算定する。
２　区分番号Ｍ００３に掲げる印象採得、Ｍ００３－３に掲げる咬合印象及びＭ００６に掲げる咬合採得は別に算定できない。
３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号Ｍ０１５－２に掲げるＣＡＤ／ＣＡＭ冠又は区分番号Ｍ０１５－３に掲げるＣＡＤ／ＣＡＭインレーを製作することを目的として、光学印象を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で口腔内の確認等を行い、当該修復物又は補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算１として、60点を所定点数に加算する。ただし、同時に２以上の修復物又は補綴物の製作を目的とした光学印象を行った場合であっても、歯科技工士連携加算１は１回として算定する。
４　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号Ｍ０１５－２に掲げるＣＡＤ／ＣＡＭ冠又は区分番号Ｍ０１５－３に掲げるＣＡＤ／ＣＡＭインレーを製作することを目的として、光学印象を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて口腔内の確認等を行い、当該修復物又は補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算２として、80点を所定点数に加算する。ただし、同時に２以上の修復物又は補綴物の製作を目的とした光学印象を行った場合であっても、歯科技工士連携加算２は１回として算定する。
５　注１及び注２に規定する歯科技工士連携加算１及び歯科技工士連携加算２は、１装置につき、いずれか１つのみ算定する。
Ｍ００４　削除
Ｍ００５　装着
１　歯冠修復（１個につき）　45点
２　欠損補綴（１装置につき）
イ　ブリッジ
⑴　支台歯とポンティックの数の合計が５歯以下の場合　150点
⑵　支台歯とポンティックの数の合計が６歯以上の場合　300点
ロ　有床義歯
⑴　少数歯欠損　60点
⑵　多数歯欠損　120点
⑶　総義歯　230点
ハ　有床義歯修理
⑴　少数歯欠損　30点
⑵　多数歯欠損　60点
⑶　総義歯　115点
ニ　口蓋補綴、顎補綴
⑴　印象採得が困難なもの　150点
⑵　印象採得が著しく困難なもの　300点
３　口腔内装置等の装着の場合（１装置につき）　30点
注１　区分番号Ｍ０１５－２に掲げるＣＡＤ／ＣＡＭ冠、区分番号Ｍ０１５－３に掲